

## 「(仮称) 区と行政の関係に関する規則」について (イメージ)

### 【はじめに】

「区」は、地域に暮らす私たちにとって最も身近な自治組織です。区が自主的に行う様々な活動によって、「住む人のつながり」が生み出され、住む人同士が支え合い、助け合い、安心して暮らせる社会が築かれており、区の活動が持続的に行われることにより、地域全体が維持されていると言っても過言ではありません。

このように地域において大切な役割を担う区を、小諸市自治基本条例ではまちづくりの重要な主体として位置づけています。

しかし、「少子高齢化」「人口減少」などの社会構造の変化や、人々の価値観、生活様式などが変化することに伴い、区の運営が難しくなりつつあるとの実態もあり、これからどのように区の活動を維持・継続していくのかを考えなければならない時期にきています。

市民会議では、これまで、このような区の現状について原因分析や課題への対応方法等を検討し提案してきました。今年度は、今まで明確でなかった「区の組織や機能、活動内容等」と「区と行政等との関係」などを整理し、その内容を「規則」として制定することを想定し、当事者間での具体的な議論のきっかけとするために、以下の項目について提案します。

区は地縁に基づき自主的に運営されている地域の自治組織であり、住みよい地域社会を築くため、それぞれの歴史と地域特性を持ちながら活動しています。

以下の条項では、区の組織や機能、活動内容等、区のあり方についてあらためて整理し、区とはどのような姿であるのか、地方自治法の「認可地縁団体」の規定を参考に一定の基準を示しました。

### 区の構成や機能等についての基準

#### (目的)

第1条 この規則は、小諸市自治基本条例で規定する「区」について、基本的事項を定めるとともに、まちづくりにおいて区と市等が果たすべき役割を明確にし、お互いが協働してより良い地域社会を築いていくことを目的とします。

(区の定義)

第2条 区とは、市内の一定の区域に住所を有する人の地縁に基づいて形成され、自主的に共同活動や公益活動を行い、一定の要件を満たした団体をいいます。

(要件)

第3条 区は、概ね次に掲げる事項を満たすものとします。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。

(運営等)

第4条 区は、規約により自主的、民主的に運営されるものとし、規約には次に掲げる事項を定めるものとします。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 構成員の資格に関する事項
- (6) 代表者に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 資産に関する事項

(名称及び区域等)

第5条 区の名称は、他の区の名称と重複しないことを原則とします。

- 2 区域は、隣接区と重複しないよう協議し、それぞれ合意のもとに決定するものとします。
- 3 前各項の規定による区名及び区域は別表のとおりとします。

人口減少や高齢化の進行により、近い将来区の運営ができなくなるのではないかと心配する声が寄せられています。次の条項では、区が持続的な運営をしていくために必要と思われる規模や社会情勢の変化への対応を迫られた場合を想定し、一定の基準や手順を示すこととしました。

(新設及び合併)

第6条 区を新たに置く場合は、前条までの規定に該当することのほか、次に掲げるとおりとします。

- (1) 新たに区を設置する場合は、区域内の戸数が概ね100を超えることとします。
- (2) 既存区を分割し新たに区を設置する場合は、既存区の総会、分割後の新設区総会で議決することとします。
- (3) 複数の区を合併する場合は、合併前の各区総会、合併後の区における総会で議決することとします。この場合第1号の規定は適用しません。

区はあくまでも、自主的に運営されている団体であり、行政の下部組織ではありません。しかし、その活動が小諸市という行政区域の中において行われるものであることから、区と市がお互いに認め合い、その存在を尊重することで協働の関係が築かれます。次の条項では、その手順について示しています。

(登録)

第7条 区は、その結成に際しては、前各条に該当することを証する書面をもって市に届出るものとし、市は、その自主性を尊重し、お互いが対等な立場であることを前提に、協働のパートナーとして別表に登録するものとし、

※この規則の施行前に、小諸市区長に関する規程（昭和29年規則第10号）第1条及び別表に掲げた区名及び区域は、この規則施行後の「〇〇〇〇〇規則」の相当規定により、市に登録されたものとみなします。

区を円滑に運営するための情報共有や共通する課題を一緒になって検討するために、現在ある68区の区長が集まり形成している市全体の連合組織（区長会）や旧町村単位の組織（地区会）の内容について示します。

(区長会)

第8条 区の円滑な運営及び自治会活動の振興を図るため、区の連合体組織として小諸市区長会（以下「区長会」という。）を設置します。

- 2 区長会は、次に掲げる事項について取り組むものとし、
  - (1) 各区の共通課題の解決に関すること
  - (2) 地域内の情報共有に関すること
  - (3) 区長等の資質向上を図るための研修会等の実施に関すること
  - (4) その他、自治会活動の振興に必要な事業
- 3 区長会は、別に定める会則をもって運営します。

(地区会)

第9条 区長会の構成を10の地区（以下「地区会」という。）に区分します。

- 2 地区会の区域及び構成区は、別表のとおりとします。
- 3 地区会は、別に定める会則をもって運営します。

以下の条項では、地域において区が担う役割や活動内容と、行政が果たす役割を示しています。

## 区と行政の関係について(区及び行政の役割)

(区の役割)

第10条 区は、まちづくりにおける主体として役割を果たすため、その区域において、区に加入する住民の合意によって自主的、民主的に運営されなければなりません。

- 2 区は、地域の実情に合わせ、概ね次の活動をするものとします。
  - (1) 住民の福利厚生に関すること
  - (2) 伝統文化の継承に関すること
  - (3) 地域内の支え合い、助け合いに関すること
  - (4) 地域の課題解決等に関すること
  - (5) その他、区内住民の連帯に関すること
- 3 区長は区を代表者し、専ら区の運営を行います。

(市の役割)

第11条 市は、区が地域社会を形成するうえで、最も重要な自治組織であることを認識し、その自主的な運営が維持、継続されるよう、必要な措置を講じなければなりません。

以下の条項では、これまで区が行政に協力してきた事項を整理し示すとともに、区と行政は対等な立場で協力、支援をする関係であることを示しています。

## 区と行政の関係について(区と行政の協働)

(協力、支援)

第12条 区と市は、住民福祉の向上を図るため、協働してまちづくりに取り組むこととし、それぞれが実施する事業等に対して相互に協力し、その事業効果が高まるよう努力します。

また、区は必要に応じて他の区や市民活動団体、その他関係機関の協力、支援を得ることとし、市は、この連携が円滑に行われるよう支援します。

(区の協力等)

第13条 区は、市が実施する住民福祉の向上や情報提供、地域の課題解決等に関する取り組みに対し、必要な協力をします。

- (1) 地域課題に関する住民意見の集約及び市への伝達、要望など
- (2) 市からの依頼による住民への情報提供、公益的な活動への協力など
- (3) 区内の環境美化や社会資本等の維持活動など
- (4) 市からの依頼による地域活動団体等の委員推薦など

区の担い手不足や事業（行事）の継続等、運営に関する課題への対応として、区が積極的に取り組む必要があると思われる事項を具体的に示しています。

(他との連携)

第14条 区は、自らの取り組みについて、他区との連携や市民活動団体及びその他関係機関との連携を積極的に進めます。

- (1) 単独で実施困難な事業の継続や、事業効果を高めるための他区との連携や地区単位での連携
- (2) 福利厚生事業等における市民活動団体や公民館等との連携
- (3) 福祉、防災等の活動における社会福祉協議会、消防団等との連携
- (4) 健康づくりや介護予防等における地域活動団体との連携

2 区長会は、各区の意見のとりまとめ、市、市民活動団体及びその他関係機関との協議を行います。

以下の条項では、行政が区に対し講じる支援等を整理し、具体的に示しています。

(市の支援)

第15条 市は、区が実施する住民福祉の向上や地域の課題解決に関する自主的な取り組み等に対し、必要な支援を行います。

- (1) 地域職員連絡会（地区担当者）による人的支援
- (2) 地域の支え合い体制の構築や、地域課題の解決等に係る相談支援
- (3) 各区の共通課題に対する調整等
- (4) 住民生活に必要な行政情報の提供等
- (5) 市依頼事項の実施や自発的な協働事業等の取り組みに対する財政的支援

2 市は、区長会及び地区会の運営や活動に対し、必要な支援を行います。

- (1) 運営に対する人的支援
- (2) 活動に対する財政的支援

(支援の内容)

第 16 条 前条に規定する市の財政的支援についての内容は次のとおりとし、必要な事項は市長が別に定めるものとします。

- (1) 区長事務委託費
- (2) 区事務委託費
- (3) 区長会運営交付金（地区会交付金を含む）
- (4) 区が自発的に行う協働事業に対する補助金等

市民会議では、区と行政が対等な立場で協働する関係にあることを明確にし、お互いが果たすべき役割を確認し合い、一体となって地域づくりを進めるために、以下の条項を設けることを提案します。

(協定の締結)

第 17 条 区長会と市は、第 13 条から第 16 条に規定する内容について協議し、協働する事項を定めた協定を締結するものとします。

(規則の見直し)

第 18 条 この規則を見直す場合は、市は事前に区長会と協議するものとします。